

令和5年第4回教育委員会定例会
(2月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年2月27日（月）午後2時06分から午後2時44分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 令和4年度 台東区健康づくり努力児童表彰について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 区立幼稚園・小学校への留守番応答の導入について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

3 その他

午後2時06分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第4回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方につきましては、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。日程第1、教育長報告事項の協議事項、学務課のアについては、個人情報を含む案件であり、傍聴にはなじまないと思われまます。つきましては、順序を変更して最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の報告事項を議題とさせていただきます。

庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、区立幼稚園・小学校への留守番応答の導入について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

1、概要でございます。昨今の教員の長時間勤務の常態化が社会的にも大きな関心を集める中、本区におきましても、教員の業務負担の軽減を図り、教員が心身共に健康な状態で子供たちと向き合える学校園づくりを目指して取り組んでいるところでございます。そこで、この取組みの一環といたしまして、区立幼稚園・小学校の電話機に留守番応答の導入を進めてまいります。

2、設定導入日でございます。令和5年3月6日月曜日から、各校園に順次設定をしてまいります。

3、留守番応答時間でございます。幼稚園、小学校ともとなりますが、(1) 平日午後6時から翌日午前7時半までとなります。(2) 土曜、日曜、祝日、年末年始、学校閉庁日及び振替休業日は終日の設定となります。(3) 長期休業期間は、各校における教員の勤務時間以外の時間帯としております。

4番、その他でございます。留守番応答は、不在メッセージが流れ、録音機能はございません。原則として、上記の設定時間以外にお電話をかけ直してもらうという形になっております。

子供に関する相談窓口等は、裏面等をご参照ください。

なお、今回、中学校のほうはまだ設定しておりませんが、現場と調整し、導入についての検討は進めていきたいというふうに考えてございます。報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、資料3をご覧ください。

1番、放課後対策担当取扱分1件でございます。件名1、金曾木小学校の放課後子供教室についてです。要旨です。金曾木の放課後教室はいつ設置予定か。学童も隣接されておらず、児童館も近くなる、学童卒業後の子供の居場所確保が難しい。予算や設備の問題もあるとは思いますが、選定をしてほしい。学童は週3回以上の早帰りが禁止されているので、習い事に行きながら学童に行くことができず、習い事か学童か選択しなければならない状況になっている。放課後教室がある学校と比べて不利である、というご意見でございます。

続きまして、指導課取扱分、5件でございます。件名2、区立中学校における「頭髪検査」の指導についてです。上野中学校では、何年にもわたり「頭髪検査」指導を行ってきた。内容は子供に恐怖心と、学校や教員、大人や社会に対する不信感を与え、人権を侵害するものであった。先月、「頭髪検査」を廃止するよう学校長宛に要望書を提出した。学校からの回答では、「頭髪検査」を実施していることを認めず、謝罪もなく、廃止することも明言していない。今後も「頭髪検査」が実施されるのではないかと、保護者として不安を感じている。上野中学校に「頭髪検査」指導を廃止したか調査してほしい。また、区内の他の区立中学校でも同種の検査が行われていると聞く。区内の他の区立中学校で「頭髪検査」をしているか実態調査をし、行っている場合は廃止するよう勧告・指導してほしい、というご意見をいただいております。

2ページをご覧ください。件名3です。小学校の制服についてです。小学校の制服は、男の子は短パン、女の子はスカートと、冬は非常に寒い恰好です。学校によってタイツやレギンス・スパッツの着用も禁止されている。子供たちの健康を考えるならルールを改めるべきだ。区としてどう考えているのか、というご意見です。

件名4、給食時の黙食についてです。先日、給食が食べられなかった、おかわりできなかったと息子が帰宅した。確認してみると、給食時にクラスメイトと会話し、担任から黙って食べない子は給食少な目、おかわりも禁止と叱られたそう。黙食に関しては新型コロナウイルスが5類になる動きに合わせて緩和されていると認識していたが、区としてはどう考えているのか。会話したという理由でペナルティのように給食のおかわりを禁止するやり方も正しいやり方とは思えないというご意見をいただいております。

件名5です。学校の指導についてです。要旨です。台東区立の学校園は「標準服」という名の「制服」が指定されている。入学時には指定品の購入など、初期費用がかなりの金額になり、中学校にいたっては、その費用が知らされるのは学校が決定してから、2か月にも満たない間に購入しなければいけないというのは不親切だ。義務教育なのだから、服

装・持ち物を指定するのであれば支給すべきだ。支給できないのであれば指定するべきではない。防寒で子供が制服の下にトレーナーを着ていった際に、校則違反とのことで脱がされた。これは虐待と言ってもおかしくない。理不尽な校則を絶対とし、子供たちの健康を最優先に考えてもらえないのか。子供たちが自分の体感温度と外気温、室内温度等に合わせた服装で授業が受けられるようになることを希望する。各学校の判断に任せるのではなく、区として各学校に徹底させてほしい。同じ台東区で進学先によって生活の質が変わることが出てくるのがおかしい、というご意見でございます。

6件目のところ、根岸小学校のマナーについてでございます。防災公園と西藏院の角で立ち止まっておしゃべりをしている子供の集団が毎日いて、自転車で通れない。寺の敷地にランドセルや荷物を置いて話し込んでおり、迷惑だというご意見でございます。

4ページをご覧ください。中央図書館取扱分1件です。件名7、図書館の予約資料の受取についてです。要旨です。予約をしていた資料が「予約資料確保済み」になると、受取順番の繰り下げ等の操作が一切できない。受取期間内に受け取れない場合には、キャンセルをし、再度順番待ちをしなければならない。確保済みメールを受け取ってから受取順番の繰り下げができるようにしてほしい。また、代理人の受け取りについて、ルール改善を検討してほしい。現在は貸出カードがないと、いかなる理由があっても代理人の受取は認められないが、カードを渡せない状態も多いと思う。本人確認書類のコピーと利用者番号の提示等で貸出が可能になるように改善してほしいというご意見をいただいております。

解答が必要な件につきましては、記載のとおり回答してございます。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 まず、ただいまの報告につきまして、庶務課のアについて、何かご質問はございますか。

○神田委員 留守番電話の件ですけれども、あまり遅い時間帯には学校が電話を出ることがないようにする取組をしている学校は、既にあるんでしょうか。もしあるのでしたら、親の反応などを教えていただきたいと思えます。

私は、遅い時間に電話対応をしないということは教員の業務負担の軽減になると思えます。ただどうしても伝えなければならない緊急の場合に、どのように対応されるかを教えてください。

○庶務課長 取組につきましては、ちょっと具体的に7時になったら出ないですとか、8時になったら出ないという話は、ちょっと私のほうでは現在聞いている状況ではございませんが、ただ、7時前後になってきますと、当然先生たちもだんだん少なくなってまいりますし、出れる電話、出れない電話という形になってくるかというふうには認識しております。やはりその電話を取ってしまいますと、その業務に追われてしまって超勤が延びてしまうというのは現場の声でいただいておりますので、そこをなんとかしたいということで、6時という時間に区切って、その後が次の日にかけてくださいというアナウンスをして、残業している時間をしっかり向き合えるような形でやりたいということで聞いており

ます。ちょっとその取組みにつきましては、今のところ、実際のところ、細かいところは聞いてございません。

もう一個、どうしても緊急時の対応というのはあるかと思うんですけれども、現在も19時以降ですとか20時以降につきましては、多分鳴りっぱなしで誰も取らない。庁舎もそうなんですけれども、取らない状況という形ではなっておりますけれども、今のところ、やはりどうしても場合は区役所にかかってきたりですとか、今、コロナで副校長先生が携帯を持っていますので、そういった番号とかも活用されているのかなと思いますけれども、基本的には、多分区役所にかかってきたりなんですけれども。ただ、私も指導課長も多分、年に1回か2回、土日にかかってくる程度くらいの頻度でしかかかってきておりませんので、本当の緊急対応というのは、建物のことですか事件事故だと思うんですけれども、そういった対応につきましては、基本的にはそういった官公庁にかけていただけたりする形で回ってくるという形になると思います。私の場合ですと、電気がついていますよとか、水が漏れていますよとかというような場合で、緊急で土日等にかかってくる対応しているというのがございますけれども。

緊急対応につきまして、現在もやっていると通りの運用をさせていただいて、保護者等には周知をしていきたいという形になります。

○神田委員 ありがとうございます。児相だけじゃなくて、子供家庭支援センターも24時間対応ということですね。台東区の中で対応してくださるところがあるから安心だと思います。

教員の務時間を考えると、勤務時間よりは少し幅を持って電話を受けるということになっているんですけれども、副校長先生や一部の先生が負担になるということもあるのかなと思います。その辺りも注意しながら、この趣旨について、保護者にしっかりご説明をして納得していただき、お互いに気持ちよく対応ができたらと思っています。ありがとうございます。

○浦井委員 神田委員のご発言に非常に似てしまうんですけれども。緊急時につきましては、今お答えいただいた内容で非常によく分かったんですけれども、やはり緊急性という、すぐに私なんかは思いつくのは、子供がどこか習い事に寄って帰ってくるはずが帰ってこないけれども、実際に学校は下校を把握しているとか、そういった子供の行方不明みたいな例です。こうした場合は、非常に緊急性を要すると思います。もちろん、時間は区切らなければならないので、それは仕方ないと思いますが、そうした時にはどう連絡するのが気になります。

留守番電話の不在メッセージとか時間設定というのは個別に決めてもらうのでしょうか。例えばですが、緊急のメールや番号を作って、不在の場合で緊急の場合はここに入れてくださいとか、何かしらアナウンスを入れるように、もし可能であればしていただければ、かけた人ただ不在だというだけではなくて、ここに回せばいいんだということが分かると思います。これはもしかしたら個別にということになるのかもしれませんが、もし

できるようであれば、そういったところまでちょっとお考えに入れていただいた上でご対処いただけたらと思うところです。

すみません、意見みたいになってしまいました、よろしくお願い致します。

○庶務課長 いただいたご意見につきましても、また、当然また現場等の調整と、また現場の個々の学校の対応もあるかと思えますし。あと、当然オン・オフで切れる場合も。手動でも切れちゃいますので、6時半に上がっても今日は遅くまでいるよという場合はオフにしちゃえば留守番電話が解除になってしまう場合もありますので、そういった面も含めて、学校では6時にはかかってしまいますけれども、そういった面で対応ができますし、また、そういった緊急連絡先についても、ちょっと走りながらになってしまうところもあるかもしれませんけれども、対応していきたいという形です。

実はもう22区は全て導入済みだということでございまして、台東区だけちょっと現在やっているということでございまして、その他の地区のことを聞きますと、そんなに大きなあれはなく運用されているという話は現場からも聞いておりますので。ただ、どうしても緊急性というものもあるかと思えますので、そのあたりは少しまた現場と研究をさせていただきます。ありがとうございます。

○垣内委員 単純な質問で恐縮ですけど、教員の勤務時間が8時15分から4時45分までなのに、午後6時から7時30分までが留守番応答ということは、その差分というか、4時45分から、例えば6時までは受けるということになるのでしょうか。通常、役所なんかもそうだと思うんですけども、勤務時間って大体決まっています、そこで代表の取次ぎは終わると思うんですね。企業も同じだと思うんです。学校だけそのちょっと長めに対応するというのはどういう理由があるのでしょうか。

○庶務課長 そういったところで、我々もあれだったんですけど、やはり、一般的に先生たちはこの時間前に勤務しているということと、その時間の電話が多いということもありまして、やはりこの時間でちょっと先が、朝早くて夜遅いという時間ですけれども、この時間でまずはやりたいという形での現場のご意見を聞いてございます。

ほかの先行区の動きですと、逆に少しまた短くしている区も、どうもあるみたいなので、そこは順々にそういった形では進めてまいりますけれども、やはりまだ、一気にという形ではなくて、少し余裕を持たせて保護者対応をさせていただくという形ですが、他区によっては少しまた短くするよと。6時じゃなくて5時半とかという動きもあるみたいですので、そのあたりはよく周りの状況等も注視しながら、教員の働き方についても、また含めて考えてまいりたいと思います。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。

そもそも緊急性を要することに関しては、この「ご参考」の区のホームページ、問合せメールが最後の砦かなと思うんですね。それこそ急病や行方不明や事件・事故というのは、警察や救急・消防の対応になるでしょうけど、それ以外のことは、台東区ホームページから各課に問合せメールが送れるというかたちで対応を取っていただけることになると思う

んですけれども、このメールのチェックというのは、どのような形で対応されるのか。要するに、週末だったら確認は当然週明けになってしまうでしょうし、当日の夜間だったら、職場にいらっしゃる方がご覧になったときにどう対応されるか。

ただ、当然それをだれが確認できても、それを上のほうに諮るとかそういったことはなかなかできないと思うので、このチェックされたメールの対応は翌朝ということが原則になるのでしょうか。もしそういうことであれば、どこか一言そういう注意書きを付け加えておいたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○庶務課長 高森委員のおっしゃっているとおり、大体日に1回か2回くらいしかチェックしていないと思います。当然朝来てチェックですとか、あと昼ですとかのチェックになりますので、そういったところは記載させていただきまして、翌日対応になるという形では記載させていただければと思います。

○高森委員 この裏面の相談窓口等については、プリントで保護者に周知されるのでしょうか。もしされるのであれば、各課ごとのアドレスを書いてもいいのかなという気もしますけれども、悪用されるといけませんしね、ホームページからアクセスしてほしいということだと思います。

もう一つ聞きたいのが、項番3の留守番応答時間について、こちらは※が欄外にありますが、この時間帯のセッティングは自動的にどこかで集約してなされるのか、各校ごとで設定時間を変えられるのか。要するに、イレギュラーなことがありますよね、運動会だとか、宿泊行事だとか、様々な非日常的なことがあって、その都度、先生方のほうでその時間帯を変更できるのか、一元集約的でどこかで管理されているのか、そのあたり、どういうシステムなのでしょうか。

○庶務課長 そちらの集約は、先ほどお話ししましたとおり、どうしても今日は遅くまでいるよという場合には解除ボタンを押していただければ、解除になりますので、そのときは電話がかかってきても留守番応答をしないという形になりますので。それでまた帰るときにボタンを押していただければまた留守番電話が設定されるという形になりますので、例えば運動会で今日は夜遅くまでですとか、そういったあれですね。

○高森委員 土日ですよ、運動会の、ということですね。

○庶務課長 そうですね。そういった場合には、1回解除して、入ってしまいますけれども、解除していただければ、そのまま、また電話が鳴るという形の対応ができるという話なので、先生たちがいちいち設定するというか、ボタンオン・オフだけという形での認識はしています。

○高森委員 ボタンオン・オフは手動なんですね。

○庶務課長 そうです。

○高森委員 そうすると、それを、セッティングし忘れてしまうと電話をかけられてしまうわけですね。

○庶務課長 すみません、6時から7時30分までは、自動でかちっと入ります。それで、

朝に、7時30分で普通に帰ります。ただ、自由にボタンでその時間は先生たち、学校の、場合によってはこうやるとかは。延ばしたり早くしたりもできます。

○高森委員 分かりました。では、最後、帰るときには間違いなくそれを切っていないといけないわけですね。

○庶務課長 そうですね。切ってもらうのも手動ですが。

○高森委員 では、時間帯に関しては、自動で設定がされるという。

○庶務課長 はい、入ります。

○高森委員 よく分かりました。承知しました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、次に、庶務課のイについて、何かご質問はありますか。

○神田委員 ここに出ている内容は、前回もありました。同じようなことを考えている保護者が数いるのか、それとも、同じ保護者が繰り返し提出されているのでしょうか。全体的に学校に関する内容ですけれども、直接学校に相談ができないのかと思います。そして、丁寧に説明をすれば分かっていた内容が多いかと思います。

「区長への手紙」ということで、いろいろな思いが発信できるということは保護者にとって有難いことだと思いますが、名前を述べてほしいですね。最近、名前を述べて質問しているケースが少し多くなったかと思いますので、それはよい傾向かと思います。説明もきちんとできますから。

件名5の制服の件ですが、金額の事が書いてありますけれども、結果的に私服と比べて金額が変わらないのではないかと思います。各学校で制服の値段においてで大差はあるのでしょうか。

○指導課長 標準服については、ここ最近では金額については調査しておりませんが、数年前に調査したときには、若干差はあるのかなというふうに、全く一緒ではないかなというふうに認識しております。ただし、この校則の見直しに向けてや、それから標準服を改訂するとか、さらにスラックスタイプを導入するという中で、やはり金額を抑えるような努力。機能も充実して、なおかつ金額も抑えるような努力というのは各学校がしているというふうに私は認識しております。

○神田委員 ありがとうございます。校則や制服など、今まで、特に問題なく続いてきたものに対して保護者がいろいろお考えを示しているということで、そういった声も聞きながら、また、現場の様子もきちんと伝えて理解を求めるといったことが必要になってくることかと思います。ありがとうございます。

○高森委員 資料3の件名2と件名4の大きな違いは、件名4は、子供から聞いた言葉を受けて、恐らく保護者が「区長への手紙」を出していると思います。子供が給食が食べられなかった保護者に訴えたから、保護者が「区長への手紙」を出しているのですね。

件名2はそうではない。この文面だと、この意見は中学校の生徒からこういった訴えが

あってこの手紙を書いているようには見えないんですね。この方のご意見として書かれているのかなという感じでしか、受け取れないんです。子供に恐怖心を与えるような、あるいは人権を侵害するような頭髪検査が行われているというのがこの人の意見なのか、それとも生徒からの訴えなのか、それがちょっと分からないんですけれども。

要望書を提出したとありますが、この方が個人的に当該校に要望を出されたのか、あるいはPTAで要望を出されたのか。そのあたり、どういう状況になっているんでしょうか。

○指導課長 件名2に関しましては、これまでも「区長への手紙」を再三出していただいている方で、同じ方のございまして、頭髪検査や、ほかの言動とかそういったものに関して、校長先生に直接要望書を、保護者の方が出しているものでございます。お子さんについては、いたって通常どおりの学校生活を送っているというふうに聞いております。

○高森委員 只今のご説明の中で、言動についてという話がありましたけど、つまりそれは保護者に対して、生徒からこういう言動があったということの訴えがあったのか、それとも、たまたま保護者がある場に居合わせてそういったことを感じ取ったという形のご意見だったのか、どちらなんでしょうか。

○指導課長 ご自身のお子様から聞いたのを、ニュアンスとしてこういうふうに行っているというふうに保護者の方は取っているようでございます。

○高森委員 分かりました。では、生徒からの訴えがあったということなんですね。そういう意味では、件名の4と同じような形でということですね。

この方の主観的なご意見ではないということが分かりましたので。

でも、学校のほうからは、強い心理的負担、及び成長の発達に影響を与えるような頭髪検査は行われておりませんという回答です。ご指摘の事実関係が認められなかったということですので、生徒がどういうふうに訴えたかということとはちょっと分かりませんね。

○垣内委員 そもそもすみませんが、頭髪検査ってどんな検査なんでしょうか。

それから、制服で、冬は女の子はスカート、男の子は短パンって、結構寒いなって思いますけど、これは下に何も着用もできないということなんですかね。今、最近いろいろとメールで、インフルエンザで学級閉鎖とかいうご連絡もいただいている中、結構厳しいなと思いましたがけれども、実態はどうなっているのかというところ、教えていただけますか。

○指導課長 まず、頭髪検査ということでございますが、集会を、学年集会とか、全校集会が終わった後に、月1回程度、頭髪の確認ということをしているというのは多くの学校で行っているのかな。長くなったら切りましょうとか、そういうような形のものをこの方は検査というようなことでおっしゃっているということでございます。

それから、小学校のほうの短パン、スカートというのは、標準服ということであるんですが、これもやっぱりコロナ禍で換気をしなきゃいけない、特に冬場、非常に寒いということで、この防寒対応というのは柔軟にするようにということでガイドラインでも示しており、こういった問い合わせがあった場合、当該校が分かればどのように対応しているのかというのを確認をして、多くの学校は柔軟に対応しているというふうにこちらは認識し

ているところで、コロナが始まって、やはり1年目、2年目くらいはこの問合せが非常に多かったんですが、ここへきて少なくなったなというふうに感じておまして、本当に久しぶりにこういう意見が出たということなので、改めて学校に確認はしているところでございます。以上です。

○垣内委員 頭髪検査って、要するに、長くなったら切るということですか。

○指導課長 その学校の頭髪の基準というか、こういうふうにしましょうというのがあるので、それに準じて、昔はもう少し厳格に、今まではやっていたところがあるんですけど、ツブロックは駄目とか、そういうのがあったんですけども、そういったものを大分改革しているので、長くなったら切りましょうとか、眉毛にかかったら切りましょうとか、そういったような形になります。

○垣内委員 いや、切らないといけないのか。

○指導課長 切るようにお願いをしていくということです。

○高森委員 女子生徒はまたすこし様子が違います。やり方がいろいろありますから。

○垣内委員 結構厳しいですね。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のア、及びイについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項の1、令和4年度台東区健康づくり努力児童表彰についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、本表彰の趣旨は、児童の健康増進の意欲を高めること、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることです。

項番2、表彰基準です。(1)対象学年は小学校6年生です。(2)推薦基準は、心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童で、小学校長が推薦いたします。(3)推薦人員は各校2名ずつ、計38名で、裏面に氏名を記載しております。

項番3、表彰式につきましては、各学校において学校長より表彰状、及び副賞の図書カードの授与を行います。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 健康づくりに絶えず努力をしているというのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。多分学校で2人選ばれるわけですから、何かの客観的な基準もあるのかなと思うんですけど。

○学務課長 客観的な基準となるとちょっとあれなんですけれども、各学校長の判断にはなるんですけれども、一応我々のほうにこういった児童を推薦しますという中で、推薦理由としては、例えば体育の授業に一生懸命取り組んで、特に持久走などで抜きん出た実力を見せた児童ですとか、あとドッジボールクラブの部長として真面目に取り組んで信頼が厚い児童だとか、そういった形で、基準というよりも、学校長の判断でそういった推薦理由で選ばれたものになっています。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上でございます。全体を通して何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時44分 閉会